



消費生活相談

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

自動車の契約をキャンセルできる？ ～車の契約成立時期～

【事例】

軽自動車を購入しようと、自動車販売店に出向いた。

「早期契約すれば、安くする」と言われて展示車に決め、注文書を記載した。

帰宅後に別の車もじっくり見て考えたいと思い、キャンセルしようと電話をしたが、定休日ではない。

違約金が発生しないか心配だ。

【ひとことアドバイス】

- 相談者が注文した翌日、販売店は定休日でしたが、WEBサイトの問い合わせフォームにキャンセルを伝えたところ、本店から連絡があり、違約金なしで問題なくキャンセルできました。
- 自動車の契約成立時期は、①自動車の登録がされた日②注文により修理、改造、架装に着手した日③納車の日のいずれか早い日です（クレジット払いの場合は信販会社に申し込んだ日、または信販会社が承諾した日）。
- 販売店から「キャンセルできない」と主張されたときは、上記契約成立時期を確認しましょう。
- 契約は慎重に決めましょう。

